相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍新潟県柏崎市大字山本八六番地、最後の住所新潟県柏崎市大字土合六七九番地八

被相続人　亡　松尾　正明

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年一月二十三日

新潟県長岡市三和三―一二三―一五小野塚ビジネスセンタービル二階船山法律事務所

相続財産管理人　弁護士　船山　尚吾

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍三重県津市一志町大仰五二七番地三、最後の住所愛知県日進市浅田町笹原八番地一七ライオンズガーデン赤池五〇四

被相続人　亡　飯田　基之

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年一月二十三日

名古屋市中区錦一丁目二〇番二五号広小路ＹＭＤビル七階弁護士草野法律事務所

相続財産管理人　弁護士　草野　勝彦

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍兵庫県西宮市小松町二丁目二七番地、最後の住所兵庫県西宮市小松町二丁目二番二〇号

被相続人　亡　樋口　武

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年一月二十三日

大阪府茨木市西駅前町五―一〇　大同生命ビル三階　いばらき総合法律事務所

相続財産管理人　弁護士　横山　耕平

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍兵庫県神戸市東灘区御影本町七丁目五三一番地、最後の住所大阪府堺市北区蔵前町二丁一五番三九号タマダ病院内

被相続人　亡　谷田　俊治

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年一月二十三日

大阪市北区西天満五丁目九番七号西天満ユートビル七〇二号

相続財産管理人　億　智栄

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍兵庫県西宮市津門稲荷町四三番地三、最後の住所兵庫県西宮市津門稲荷町八番一六号

被相続人　亡　谷田冨久惠

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年一月二十三日

兵庫県西宮市松原町四番一号西宮ステーションビル三〇二号室西宮法律事務所

相続財産管理人　弁護士　楠元　亨

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍和歌山県紀の川市中鞆渕一五〇九番地、最後の住所和歌山県岩出市西国分五二二番地の四

被相続人　亡　前　由美子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年一月二十三日

和歌山県和歌山市板屋町一二番地和歌山大同生命ビル四〇三号

相続財産管理人　弁護士　尾野　大樹

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岡山県久米郡美咲町小原一八番地、最後の住所岡山県津山市椿高下一〇二番地

被相続人　亡　小川　千里

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年一月二十三日

岡山県津山市西吉田四四一番地四

相続財産管理人　神﨑　信輔

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍香川県高松市香川町浅野二三二六番地、最後の住所香川県高松市鹿角町二七番地一五

被相続人　亡　三木　隆

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年一月二十三日

香川県高松市錦町二丁目九番二七号　佐野・吉田茂法律事務所

相続財産管理人　弁護士　三村　重人

旅行業者営業保証金取戻し公告

旅行業法第９条第７項及び旅行業者営業保証金規則第９条第２項（登録の抹消があった場合）、又は旅行業法第22条の15第１項及び旅行業者営業保証金規則第９条第３項（旅行業協会の保証社員となった場合）の規定により次のように公告します。

下記⑩の取戻しをしようとする営業保証金につき、旅行業法第17条第１項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内に、その債権の額及び債権発生の原因たる事実並びに氏名又は名称及び住所を記載した申出書に権利を有することを証する書面を添付して⑪の申出書提出先に提出してください。前記期間内に申出書の提出がないときは、営業保証金は取戻されます。

平成24年1月23日

記

［掲載順序］

①商号　②旅行業の業務の範囲（変更登録を受けた場合にあっては、変更登録前の旅行業の業務の範囲）　③登録番号（変更登録を受けた場合にあっては、変更登録前の登録番号）　④氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名　⑤主たる営業所の名称及び所在地　⑥旅行業の登録年月日　⑦変更登録年月日及び変更登録後の登録番号（変更登録を受けた場合）　⑧登録の抹消年月日（登録の抹消があった場合）　⑨旅行業協会の保証社員となった年月日（保証社員になった場合）　⑩営業保証金の額（変更登録を受けた場合にあっては、取戻しをしようとする営業保証金の額）　⑪申出書提出先　⑫掲載者の住所、名称又は氏名並びに法人にあってはその代表者の氏名

＊冒頭のＡは変更登録を受けた場合、Ｂは登録の抹消があった場合、Ｃは旅行業協会の保証社員となった場合をあらわす。

Ｂ　①株式会社喜和工業　②第３種旅行業　③埼玉県知事登録旅行業３―1014号　④株式会社喜和工業　埼玉県川越市脇田本町２―２　コスモウエスト２Ｆ　代表取締役　堀知子　⑤ＳＴ．kiwaトラベル　埼玉県川越市脇田本町２―２　コスモウエスト２Ｆ　⑥平成19年９月27日　⑧平成23年12月19日　⑩300万円　⑪埼玉県知事　⑫埼玉県川越市脇田本町２―２　コスモウエスト２Ｆ　株式会社喜和工業　代表取締役　堀知子

Ｂ　①アルファトラベル株式会社　②第３種旅行業　③東京都知事登録旅行業第３―5928号　④アルファトラベル株式会社　東京都千代田区有楽町二丁目10番１号東京交通会館９Ｆ　代表取締役　千葉定夫　⑤本社営業所　東京都千代田区有楽町二丁目10番１号東京交通会館９Ｆ　⑥平成19年６月26日　⑧平成23年12月14日　⑩300万円　⑪東京都知事　⑫東京都千代田区有楽町二丁目10番１号東京交通会館９Ｆ　アルファトラベル株式会社　代表取締役　千葉定夫